

【新旧対照表】自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について (抄)

(新)

(旧)

<p>国自整第126号 平成18年3月2日 改正 国自整第84号 平成20年10月22日 改正 国自整第137号 平成23年3月25日 改正 国自整第352号 令和2年4月1日 改正 国自整第273号 令和6年3月28日 <u>改正 国自整第●●号</u> <u>令和6年●月●日</u></p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>物流・自動車局長</p> <p>自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>(略)</p> <p><u>(別添)</u></p> <p>行政処分等の基準</p> <p>1 通則</p> <p>(1) 自動車特定整備事業者（以下「認証事業者」という。）に対する行政処分の種類は、<u>全ての事業場の事業の停止命令、全ての事業場の認証の取消し、違反行為に係る事業場（以下「違反事業場」という。）の事業の停止命令、違反事業場の認証の取消し及び改善命令とする。</u></p> <p>指定自動車整備事業者（以下「指定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、<u>全ての事業場の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の交付の停止命令、全ての事業場の指定の取消し、違反事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令、違反事業場の指定の取消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令とする。</u></p>	<p>国自整第126号 平成18年3月2日 改正 国自整第84号 平成20年10月22日 改正 国自整第137号 平成23年3月25日 改正 国自整第352号 令和2年4月1日 改正 国自整第273号 令和6年3月28日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>物流・自動車局長</p> <p>自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>(略)</p> <p>(別添)</p> <p>行政処分等の基準</p> <p>1 通則</p> <p>(1) 自動車特定整備事業者（以下「認証事業者」という。）に対する行政処分の種類は、事業の停止命令、認証の取消し及び改善命令とする。</p> <p>指定自動車整備事業者（以下「指定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の交付の停止命令、指定の取消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令とする。</p> <p>優良自動車整備事業者の認定を受けた者（以下「優良認定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、優良認定の取消しとする。</p>
---	---

優良自動車整備事業者の認定を受けた者（以下「優良認定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、優良認定の取消しとする。

また、上記行政処分に至らないものは、口頭注意、文書警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2)～(3) (略)

2 違反点数の取扱い

(1) 事業場の違反点数について

①～② (略)

③ 過去1年以内に行政処分等（口頭注意を除く。以下この項において同じ。）を受けたことがある事業場にあつては、行政処分等に係る合計点数を2倍とする。

また、過去1年を超え2年以内に行政処分等を受けたことがある事業場にあつては、行政処分等に係る合計点数を1.5倍とする。

なお、過去2年以内に複数回の行政処分等を受けたことがある事業場にあつては、該当することとなった倍率のうち、高い方の倍率を適用するものとする。

④ 3(3)、4(3)、及び5の行政処分等であつて、次のいずれかに該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合又は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。

ア (略)

イ 過去5年間に行政処分等を受けたことがなく自動車整備事業全般に渡り改善することが見込まれる場合。この場合において、違反点数を減じた処分の日から2年以内に行政処分等を受けることとなったときは、③の規定に基づき算出した処分に係る違反点数に前回の行政処分等において減じた点数を加算するものとする。

(2) (略)

3 認証事業者の行政処分

(1) 全ての事業場の事業の停止命令

全ての事業場の事業の停止命令は、次に定めるところによる。

① 事業者について次のいずれにも該当することとなった場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、10日間の事業の停止を命ずる。

ア 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合

イ 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において同一の違反行為による行政処分を2回以上受けている場合

② ①以外の場合であつて、違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の事業の停止を命ずる。

(2) 全ての事業場の認証の取消し

全ての事業場の認証の取消しは、事業者について次のいずれにも該当することとなった場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について行うものとする。

① 重大な違反行為（当該違反行為によって事故を引き起こしたものであるいは事故を引き起こすおそれの高

なお、上記行政処分に至らないものは、口頭注意、文書警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2)～(3) (略)

2 違反点数の取扱い

(1) 事業場の違反点数について

①～② (略)

③ 過去1年以内に行政処分等（口頭注意を除く。以下この項において同じ。）を受けたことがある事業場にあつては、行政処分等に係る合計点数を2倍とする。

また、過去1年を超え2年以内に行政処分等を受けたことがある事業場にあつては、行政処分等に係る合計点数を1.5倍とする。

なお、過去2年以内に複数回の行政処分等を受けたことがある者にあつては、該当することとなった倍率のうち、高い方の倍率を適用するものとする。

④ 「3 認証事業者の行政処分」(2)及び「4 指定事業者の行政処分」(2)以外の行政処分等であつて、次のいずれかに該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合又は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。

ア (略)

イ 過去5年間に行政処分等 (口頭注意を除く。以下同じ。)を受けたことがなく自動車整備事業全般に渡り改善することが見込まれる場合。この場合において、違反点数を減じた処分の日から2年以内に行政処分等を受けることとなったときは、③の規定に基づき算出した処分に係る違反点数に前回の行政処分等において減じた点数を加算するものとする。

(2) (略)

3 認証事業者の行政処分

(新設)

(新設)

いものをいう。以下同じ。)について、当該事業者による組織的悪質性が認められる場合

② 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において認証の取消し処分を2回以上受けている場合

(3) 違反事業場の事業の停止命令

違反事業場の事業の停止命令は、次に定めるところによる。

① 違反事業場について、2(1)の合計点数が10点以上の場合、別表1に定めるところにより、違反事業場の事業の停止を命ずる。

② (4)の違反事業場の認証の取消し処分を行うときに、2(2)の累積点数が360点以上となった場合は、運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の事業の停止を命ずる。

③ ①において訪問特定整備等(自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程(令和●年●月●日付国土交通省告示第●●号)に規定する訪問特定整備若しくは限定訪問特定整備又はその両方をいう。以下同じ。)に係る違反を含む場合は、訪問特定整備等については、①の違反事業場の事業の停止最終日の翌日から、①の事業の停止日数と同じ日数を引き続き訪問特定整備等の停止を命ずる。ただし、①の事業の停止日数が45日を超える場合においては、90日から①の事業の停止日数を差し引いた日数について、①の違反事業場の事業の停止最終日の翌日から訪問特定整備等の停止を命ずる。

(4) 違反事業場の認証の取消し

違反事業場の認証の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。また違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。

① 違反事業場について、2(1)の合計点数が180点以上となった場合

② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合

③ 事業の廃止を届け出なかった場合

④ 3台以上のペーパー車検(点検整備及び検査を全く実施せず保安基準適合証を交付することをいう。以下同じ。)を実施した場合

⑤ 5台以上の不正改造を実施した場合

⑥ 5台以上の不適切な限定訪問特定整備(限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特定整備として実施することを含む。)を実施した場合

⑦ 法第92条に基づく改善命令に従わなかった場合

⑧ 法第93条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合

⑨ 法第93条第3号に該当する場合(ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。)

⑩ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合

⑪ 3台以上のペーパー車検を要求、依頼若しくは唆し又は幫助した場合

⑫ 5台以上の不正改造状態で保安基準適合証を交付し、車検手続きを行った場合又は5台以上について法第94条の第1項の整備として訪問特定整備を実施した場合(これらの保安基準適合証を交付し、車検手続きを行った指定事業者の自動車特定整備事業に限り、現車提示の必要な車両を除く。)若しくは、これらの手続きを依頼等した場合

(1) 事業の停止命令

事業の停止命令は、次に定めるところによる。

① 違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が10点以上の場合、別表1に定めるところにより、事業の停止を命ずる。

② 事業場の認証の取消し処分を行うときに、2(2)の累積点数が360点以上となった場合は、運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の事業の停止を命ずる。

(新設)

(2) 認証の取消し

認証の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

① 違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が180点以上となった場合

② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合

③ 事業の廃止を届け出なかった場合

(新設)

④ 5台以上の不正改造を実施した場合

(新設)

⑤ 法第92条に基づく改善命令に従わなかった場合

⑥ 法第93条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合

⑦ 法第93条第3号に該当する場合(ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。)

⑧ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合

(新設)

⑨ 5台以上の点検整備及び検査を全くせずに保安基準適合証を交付(いわゆるペーパー車検)し、車検手続きを行った場合又は5台以上の不正改造状態で保安基準適合証を交付し、車検手続きを行った場合(これらの保安基準適合証を交付した車検手続きを行った指定事業者の自動車特定整備事業に限り、現車提示の必要な車両を除く。)若しくは、5台以上のこれらの手続きを依頼等した場合

(上段へ移動)

(5) 改善命令

6 (1)の改善報告を求めた後、事業場の設備及び従業員等に係る部分が改善されていない場合には、改善命令を行うものとする。

4 指定事業者の行政処分

(1) 全ての事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令

全ての事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令は、次に定めるところによる。

① 次のいずれにも該当することとなった場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、10日間の保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

ア 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合

イ 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において同一の違反行為による行政処分を2回以上受けている場合

② ①以外の場合であって、違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合には、地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

③ 3(1)の事業の停止処分を受けた事業場は、その停止期間中、保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

(2) 全ての事業場の指定の取消し

全ての事業場の指定の取消しは、次のいずれにも該当することとなった場合に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について行うものとする。

① 重大な違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合

② 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において指定の取消し処分を2回以上受けている場合

(3) 違反事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令

(略)

(4) 違反事業場の指定の取消し

指定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。また違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず指定の取消しができるものとする。

①～③ (略)

④ ペーパー車検を実施した場合

⑤～⑫ (略)

(上段へ移動)

(5) 自動車検査員の解任命令

なお、上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。

(3) 改善命令

6 ①の改善報告を求めた後、事業場の設備及び従業員等に係る部分が改善されていない場合には、改善命令を行うものとする。

4 指定事業者の行政処分

(新設)

(新設)

(1) 保安基準適合証等の交付の停止命令

(略)

(2) 指定の取消し

指定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

①～③ (略)

④ 点検整備及び検査を全くせずに保安基準適合証を交付した場合 (いわゆるペーパー車検)

⑤～⑫ (略)

なお、上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合には、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず指定の取消しができるものとする。

(3) 自動車検査員の解任命令

(略)

(6) 是正命令

(略)

5 (略)

6 その他

(1)～(2) (略)

(3) 公表方法

事業者に対する行政処分を行った場合の「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」等への公表は、次に掲げる範囲及び内容等を参考に行うこと。

①公表する行政処分

ア 自動車特定整備事業の認証の取消シ

イ 自動車特定整備事業の停止

ウ 指定自動車整備事業の指定の取消シ

エ 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止

オ 自動車検査員の解任命令

カ 優良自動車整備事業者の認定の取消シ

キ 事業改善命令

ク 是正命令措置

②公表する内容

ア 処分年月日

イ 事業者の氏名又は名称及び住所（市区町村まで）

ウ 事業者の法人番号（個人を除く。）

エ 事業場の名称及び所在地（市区町村まで）

オ 行政処分の種類

カ 主な違反条項

キ 違反行為の概要

③公示及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載の期間

ア 公示

i 処分の日から6ヶ月間を超えない期間（停止処分を除く。）

ii 停止処分にあつては、停止処分期間

イ 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載

行政処分年月日より5年間

(4) (略)

(略)

附則（令和6年 月 日付け 国自整第 号）

1 この基準は、令和 年 月 日以降に行われた違反行為に適用する。

(略)

(4) 是正命令

(略)

5 (略)

6 その他

(1)～(2) (略)

(3) 公表方法

事業者に対する行政処分を行った場合の「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」等への公表は、次に掲げる範囲及び内容等を参考に行うこと。

1. 公表する行政処分

① 自動車特定整備事業の認証の取消

② 自動車特定整備事業の停止

③ 指定自動車整備事業の指定の取消

④ 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止

⑤ 自動車検査員の解任命令

⑥ 優良自動車整備事業者の認定の取消

⑦ 事業改善命令

⑧ 是正命令措置

2. 公表する内容

① 処分年月日

② 事業者の氏名又は名称及び住所（市区町村まで）

③ 事業者の法人番号（個人を除く。）

④ 事業場の名称及び所在地（市区町村まで）

⑤ 行政処分の種類

⑥ 主な違反条項

⑦ 違反行為の概要

3. 公示及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載の期間

① 公示

i 処分の日から6ヶ月間を超えない期間（停止処分を除く。）

ii 停止処分にあつては、停止処分期間

② 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載

行政処分年月日より5年間

(4) (略)

(略)

2 この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。